

平成30年10月2日（火）仙台開催

福島県医療勤務環境改善 支援センターの取組について

福島県 保健福祉部 医療人材対策室
主事 大河原 佑太

本日のご説明内容

- 1 福島県医療勤務環境改善支援センターの概要
- 2 福島県医療勤務環境改善支援センターにおける特徴的な取組（2例の事例紹介）
- 3 さいごに（今後の取組内容のご紹介など）

1 福島県医療勤務環境改善支援センターの概要

- 設置年月日 平成27年10月1日
- 設置場所 〒960-8036
福島県福島市新町4-22 福島県医師会館内
- 開設時間 平日9時から17時まで（土日・祝日、年末年始を除く）
- 連絡先 電話 024-521-5115
FAX 024-521-3156

2 福島県医療勤務環境改善支援センターにおける特徴的な取組（その1）

- 勤務環境の実態把握 アンケート調査の実施
 - ・病院、有床診療所、歯科診療所、薬局を対象
 - ・勤務環境改善の方法、支援センター利用要望調査

2 福島県医療勤務環境改善支援センターにおける特徴的な取組（その2）

○勤務環境改善研修会

- ・ハラスメント防止
- ・受動喫煙防止対策

3 さいごに（今後の取組内容のご紹介など）

（1）県社会保険労務士会・福島県労働局と連携した、県内医療機関への訪問相談の実施

事業主体	連携アドバイザー	訪問先	目標訪問数
県医師会・県	医業経営アドバイザー	主に病院	30箇所/年
県社会保険労務士会・福島労働局	医療労務管理アドバイザー	主に診療所・クリニック	2箇所/月

県社会保険労務士会と福島労働局の委託事業は、平成30年5月から実施。

（2）ワークショップ形式による研修会の開催

- ・出席者の主体性・能動性を促すメニューを検討中

ご清聴、誠にありがとうございました。



ふくしまから
はじめよう。

福島県医療勤務環境改善支援センター ホームページ

(一社) 福島県医師会 <http://www.fukushima.med.or.jp/kinmukankyo-kaizen/>

福島県医療人材対策室 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045g/>

福島県医療勤務環境改善支援

◇ ◇ アドバイザーが支援できること ◇ ◇

事例発表

福島県医療労務管理相談コーナー
医療労務管理アドバイザー
社会保険労務士 菅野哲子

(平成27年10月～平成30年3月)

ご説明内容

- 1 福島県医療労務管理相談コーナーの概要
- 2 福島県医療労務管理相談コーナーの業務内容
- 3 福島県医療労務管理相談コーナー相談事例
(平成29年度中の3例紹介)
- 4 最後に... (ご案内など)

1 福島県医療労務管理相談コーナーの概要

- 設置年月日 平成27年10月1日
- 設置場所 〒960-8252
福島県福島市御山字三本松19-3
福島県社会保険労務士会内
- 開設時間 平日9時から17時まで (土日・祝日、年末年始を除く)
- 連絡先 電話 024-533-2380
FAX 024-534-5432

2 福島県医療労務管理相談コーナーの業務内容

○電話等・訪問による相談（無料）

医労務管理アドバイザーが電話等により、または医療機関を訪療問し、ご相談に対応します。

- 相談内容
- ◇働き方・休み方の改善（長時間労働の改善など）
 - ◇スタッフの健康支援（メンタルヘルス対策など）
 - ◇働きやすさの確保（仕事と育児・介護の両立など）
 - ◇働きがいの向上（キャリアアップ支援など）
 - ◇その他

○研修会・セミナーへの講師派遣（無料）

医療機関等が実施する労務管理等に係る研修会・セミナーへ講師（医療労務管理アドバイザー）を派遣します。

3 福島県医療労務管理相談コーナー相談事例

事例 1（電話等・訪問による相談）

○電話相談

歯科医院→案件がある都度相談

○訪問相談

内科医院（併設在宅療養支援診療所）→初めての育児・介護休業申し出職員への対応

3 福島県医療労務管理相談コーナー相談事例

事例 2 (研修会・セミナーへの講師派遣相談)

○研修会 1

福島県看護協会 県北支部研修会

看護職のWLB（ワークライフバランス）推進3年間の取り組みについて

○研修会 2

福島県医療勤務環境改善研修会（平成27年度）

県北、県中、県南、いわき、南相馬、会津（県内6箇所）

4 最後に... (社会保険労務士についてなど)

『社会保険労務士』って何？

- 社会保険労務士法に基づく国家資格です。
- 労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家として、企業経営の3要素（ヒト・モノ・カネ）の内、ヒトの採用から退職までの労働・社会保険に関する諸問題、さらには年金の相談に応じるヒトに関するエキスパートです。

具体的には...

「労働基準監督署」「年金事務所」「公共職業安定所」に提出する書類の作成・提出、年金相談、個別労働紛争の解決に向けたアドバイス、就業規則等職場の諸規定の作成、給与計算等々を事業主に代わって行います。

◇秘密は厳守いたします◇

医療労務管理アドバイザーに

職場の問題について

お気軽にご相談ください。

直通ダイヤル（福島県社会保険労務士会内）

024-533-2380

ご清聴ありがとうございました。

福島県社会保険労務士会 ホームページ <http://fukushima-sr.jp>